特別
チ12
3643
60

謡文句見聞録

満寿　録之

喜撰

越後軍記巻之二 十四五葉

凡ソ兵書ノ多キ事漢ノ張良ヨリ以来百八十家中ニモ三略（宇佐神ガ言葉也）
六韜ヲ以テ王者ノ師トシテ皆是太公カ兵書ナリ然ルヲ
黄石公三畧ト云事ハ前漢ノ張子房下邳ノ圯上ニシテ
老翁黄石公ニ授リタルヲ以テ黄石公三畧ト云リ黄石
公ハ周ノ史官也石公此三畧ヲ記録シタルニアラス六韜ハ
漢書ノ藝文志ニ太公カ書ニ百三十七篇アリト云リ今ノ
六韜ハ二百三十七篇ノ中ヨリ肝要トスル所ヲ抜萃シテ
六韜六巻六十篇トスルモノナラン然ルニ七書之次第
孫子呉子司馬法ノ後ニ序ズル事ハ孫呉ノ後ニ此書ヲ
得テ唐ノ李靖ヨリ始テ事起レリ兵ハ凶器トイヘトモ
聖人文武ナラビ用ユ孔子夾谷ノ會ヲ思ヘシ我戰ヘバ勝ト
宜ヘリ本朝傳来ノ兵法多シトイヘトモ大江家ニ用ル所ノ
訓閲集武智麿ノ家記聖徳太子ノ軍旅本紀義経
軍歌尊氏十巻書正成智命抄義貞正成七書ヲ
論ジタル知本抄赤松家ノ探淵抄武鏡録等是皆
本朝ノ兵法軍術肝要ヲ論ジタル書ナリ見ズンバ有ベカラス

雖然太公ハ兵者ノ一也ト云フ呂東萊兵ヲ論ジテ曰
三代ノ天下ヲ得ルコトハ仁ノ一字ニ過ヘカラス是秘法ナリ
ト云リ是ヲ以テ悟入スベシト申シケレバ景虎大ニ悦デ曰
願クハ予ガ軍師トシテ相共ニ事ヲ謀ント請良勝感
激シテ辞シテ曰公ノ生質ヲ見奉ルニ誠ニ天ノ縦ニ
セル雄武ナリ何ヲ以テカ教ルコトアラン我豈師タルニ當
ンヤ自今以後相従テ以テ臣タランノミト謂テ始テ
君臣ノ義ヲ結ビ何トゾ越後ノ國主ト爲ント思ヘリ
爾來忠謀ヲ盡シ軍事ヲ勤テ夙夜ニ怠コトナシ

下略

古ハ高良神ノ遠苗宇佐神駿河守良勝ハ比叡山ニ止
住ノ時景虎良勝ニ因ミ常ニ相遇シテ當世治亂ノ
事及ビ武将タル身ノ心胸行跡等ヲ問ヒ時良勝カ家ニ
相傳セル神武ノ大道ヲ授ケ且文武兩道ヲ演説八九章アリ
中略 其文ノ末ナリ

越後軍記巻之五 十六葉

永享年中關東ノ公方左兵衛ノ督持氏勅命ニ背テ誅戮セラル然ルヲ其子孫アツテ左典厩晴氏ト云者取立巳ガ女ヲ以テ妻セ此ヲ公方ト號シ仰グノ由王土ニ住デ天イヲモ憚ズ上ヲ蔑ニシガイニ任テ咎ナキ國人ヲ追放シ無道ノ政道天何ゾ是ヲ容サンヤ然ルヲ優恕シ置バ坂東ノ擾亂止ベカラズ

傳曰關東ノ公方ハ源ノ尊氏九代ノ後胤正四位下足利左馬頭晴氏ト号ス下野國古河ノ城ニ住居セリ上杉憲政ト一味シテ北条氏康ト合戦シ天文年中ニ晴氏終ニ滅亡ス 按ズルニ尊氏ノ次男左馬頭基氏（尊氏嫡子ハ義詮次男ハ基氏也）朝臣始テ鎌倉ノ管領（又公方トモ稱ス）トナリ左兵衛ノ督持氏マデ四代（基氏 氏満 満兼 持氏 四代鎌倉公方也）相續シテ相州ニ住シ管領或ハ公方ト稱ス然ルニ持氏永享年中滅亡ス其末子足利右少将成氏下野國古河ニ住ス成氏ノ長子左馬頭政氏其嫡子高基朝臣是ヲ熊野御堂殿ト云フ高基ノ嫡子ハ則晴氏ナリ（成氏 政氏 高基 晴氏 四代 古河ノ公方ト云也）

此四代ヲ古河ノ公方ト号ス四代ノ後鎌倉ニハ公方ナシ依テ家臣上杉兵部少輔房顯押テ關東ノ總管領トナル其子相模守顯定相續シテ政務ヲ行フ上杉ノ嫡流ハ代々鎌倉ノ山ノ内ニ住居ス憲實カ流是ナリ其庶流ハ同所扇谷ニ住ス是ヲ両上杉ト云此外諸國ノ間ニ上杉家繁流ス鎌倉ノ公方家ハ持氏ニテ斷絶シ古河ノ公方ハ晴氏ニ至テ絶タリ末々ニ喜連川ト稱スルハ古河ノ御所成氏ノ末流ナリ

同

九之巻　九条

傳曰武州松山落城セシハ甲府勢ノ先手甘利左衛門カ同心頭ニ米倉丹後守ト云フ合戦ニ度々塲ヲ踏功者ナル武士天文二十一年信州苅屋原ノ城攻ノ時寄口ニテ能工夫ヲ仕出シ竹ヲ束テ立置城近ク責ヨリテハ又跡ノ竹ヲ崩テクリヨリニシタリケル依之城ノ塀矢倉ヨリ放カクル鉄炮矢先ヲ防ギシカバ諸手ニ勝テ功名セリ

此ノ松山ノ城攻ノ時米倉ガ仕出シタル武略ヲ甲州勢
悉マ子ビ竹バカリニモ限ラズ杙柱マデモカラゲ束テ
城近ク付寄ケリ其ヨリ竹束ト名付タリ此時マデ
世上ニ竹束ト云フコトヲ知ラザリケリ鉄炮ハ永正七年
ヨリ初レリ此竹束ニテ寄手ノ人数手負スクナク
依テ之城ヨハリ是非ナク城ヲ明テ敗走シ松山ノ
城早速北条ノ手ニ入謙信ノ後詰後手ニナリテ
怒ラレケルナリ

同巻之十一 十七葉　武田信玄ガ云分ニ
織田信長先年江州箕作ノ城ヲ攻落セシ故ニ公方
義昭公ヲ都ヘ供奉シ再ヒ征夷大将軍ト称ス彼
箕作ノ合戦ニ信長勝利ヲ得タルハ自カニテ更ニナシ
三州大守ノ家臣松平伊豆守ト云勇将抜群ノ働ヲ
以テ攻落スト云リ又金ケ嵜ヨリ北近江浅井備前守
ニ機遣シ退口ミダリニ岐阜ヘ味方ヲ捨テ帰タル時三河
大守若挟國ヘ働キ胴勢ノ信長ニ捨ラレシニ参州勢五千ノ

人數ヲ以テ些モアブナゲナクヲ引取ケル時參州ノ旗本ニ内藤四
郎左衛門ト云士三手ノ矢ヲ以テ後ヲ慕ヒ來ル若徒ノヨキ武者
ヲ六人射殺シタリト聞 又去ル六月二十八日ニ江州姉川ニ於テ
合戰ノ時浅井備前守カ三千ノ軍勢ニ信長ニ万五千ノ
士卒切立ラレ十五町程逃タルニ參州勢五千ニテ浅井備前
ガ胴勢一万五千ノ越前朝倉義景ヲ切崩セシニ依テ
備前カ勢モ崩レタリ然レバ信長勝利ヲ得タルハ參州勢
働ノ強キ故ナリ無左シテハ信長ノ軍勢立ナヲス事成ガタ
クシテ姉川合戰ハ織田家ノ負ナルベシト美濃近江ノ侍ドモ
書付ヲ以テ告知セリ 且又信長我ト縁者ニナリ我ヲ馳走
致ス事モ皆以テ偽ナリ我ト無事ヲツクリ年中ニハ定テ七度
ノ使ヲ越シ其外ニ三度四度十度ニアマリテ過分ノ音信シ他
事ナキ入魂ノ體ハ信濃ヨリ出テ美濃尾張ヲ取レマジキ爲
ゾカシ我ハ老功ノ敵或ハ東國ソダチノ強敵ト戰ハセ其手
間ノ入内ニ我身ハ上方ノ柔弱ナル諸將ヲ追討ニ五畿
内ヲ手ニ入レ信玄ガ歳ノヨルヲ待内ニモ參州遠州信玄ガ
國ニナラヌヤウニト思慮シテ關東筋一番ノ武道強キ參
州ノ太守ニ入魂シ常ニ信玄ヲ倒ス旨ノ内談致シ何時ニテモ

加勢セシメント諫メス、ムルト云儀ヲ信長ヘ降參ノ士共
ヨリ神文ヲ以テ申シ越候間是非ニ於テ信長ト一兩
年ノ内ニ手切ヲセントアッテ小宰相ヲ小田原ヘ指遣シ
氏政ト和議セラル北条家ノ悦大形ナラズ明ル正月
弥上方發向ノ軍粧頻ニテ上下勇ミアヘリ氏政是ヲ
聞テ舍弟北条助五郎同助四郎兩人ヲ甲州郡内
マデ指越シ和睦ノ禮謝ヲ相演ベ次ニ上方御出馬ノ
砌ハ御供仕リ一方ノ御役ヲ承リ候ハントゾ申サレケル
斯テ此催ヲ越後ノ間者早々告知セケリ謙信
聞テ我多年ノ願望ヲ空クシ信玄ニ先ヲ越レテハ
生タルカヒナシ人力ノ及ザルシバ佛神ニ祈ル事古
今テ其驗アリトテ常ニ信仰シ玉ヒシ毘沙門堂ヘ
叅籠アリ一七日斷食シ玉ヒ祈願ニ曰我一生ノ間ニ都ヘ
上リ五畿内ヲ治メ天下ニ旗ヲ立ント欲ル處ニ甲斐ノ信玄我ニ先
ダッテ上方發向ノ催頻リナリト聞ユ仰願クハ信玄ガ上洛
叶ハザルヤウニトノミ無他事此祈願相叶ズハ謙信カ命ヲ
縮メ玉ヘト肝膽ヲクダキ丹誠ヲ祈玉ヘハ不思議ヤ七日満

ズル暁天ニ眞前ノ庭樹折ル音シケリ謙信聞テ怪ク
思ヒ立出テ見玉ヘバ欅木風モ吹サルニ甲州ノ方ヘ指タル
枝折テ其枝ノ葉皆落テアリ謙信是ヲ見テ所願
成就ナリト益歓喜シ拜謝シ下向ノ節彼欅木ノ
下ヘ立寄徘徊シ玉フ處ニ又欅ノ葉三枚零テ
謙信ノ肩ニ止リケル時ニ謙信心中ニ謂ラク是不吉
ノ詔ナリ且某ガ上洛モ違セザルナリト覺玉ヘバ甚
愁ル色アッテ歸城シ玉フ近習ノ諸士其意ヲ知ラ
ザレバカク大儀ノ行法何ノ障碍モナク満散ノ處ニ
斯不快ノ御有様心許ナキ事ナリト囁キアヘリ。

以上

大頭大明神社　厳島ノ末社　佐伯郡大野村ニアリ　厳島ノ前之

毎年九月廿八日に厳島の別当といふもの当社の祠官なるものゝ備
に饌を供し神楽を奏す此時神鴉一双とび来り神供を取りて帰る
此神鴉といふは弥山の奥に住みて往古より一双のみ栖
住とか今月の末より此鴉巣を作り雛鴉一双を育て故に厳島
島巡りの日月のころハ雄鳥ひとつのこらず六月の末七月の初めに至りて
子鴉を率ゐ養父浦の小社に参り鳥喰上の式を学ばしむ八
九月のころは親子二双ともに此鴉ハ此方に至りて親鳥一双
来りて鳥喰をうけ終りて行方しらず其翌日より子鴉一双
のこり養父浦の鳥喰にいづいつより一年もたがふことなし
厳島より大野まで一里余の海を隔たるにこの日の此刻をたがへず
たがふことなく飛来るも霊奇の事あるとや
大江匡房卿閑接　厳島縁起に出

四鳥ノ別ノ本ハ家語ニ出

置ス披露シテイラセント臼地ニ於テ置テ宿ヲ立出給ヘハ尼
公モ名残惜ゲニ見送リ奉リヌ覚テ時頼禅門諸國
抖擻ヲ畢テ鎌倉ニ帰リ給フヤカテ彼位牌ヲ召出シ瓜生ガ
所帯ヲ没収シテ尼公カ本領ニ副テ給ハリケリコレノミナラス

太平保八年關抜、嵐清蹊等ニ出

家語ニ出

此頁ニ

あかのみ木の宇の水 半夫湖

秋七草

廿秋の七尾花くすかし をみなへし

をみなへし [illegible] あさ [illegible]

八音

[illegible] 竹 匏土革木

芹生

擀フモノナリ

眞向 眞甲

甲ノ眞額

馬ヨリ眞倒ニ

北條九代記巻之四 朝親進ニ新古今集ヲ付八代集撰

同九月二日藤兵衛尉朝親京都ヨリ下著シテ新古今和歌集ヲ

將軍實朝卿ニ奉ル ソレヨリ以前延喜帝ノ御時ニ紀貫之等ニ

勅シテ古今集ヲ撰セラレ村上天皇ノ御宇ニ大中臣能宣源順清

原元輔紀時文坂上望城五人ニ命ジテ後撰集ヲ撰バシ一條院ノ

御時ニ藤原公任大納言拾遺和歌集ヲ撰セラル是ヲ三代集ト

名ヅケテ歌道ノ權輿トシ給ヒケリ 其後ニ白河院御在位ノ時

藤原通俊後拾遺集ヲ撰シ崇徳院ノ御宇ニ源俊頼

朝臣金葉集ヲ撰シ近衛院御時ニ藤原顕輔詞花

集ヲ撰シ後白河院ノ御宇ニイタッテ藤原俊成ニ勅シテ

千載集ヲ撰ズ今又後鳥羽ノ上皇マデニ源通具藤原

有家藤原定家藤原家隆藤原雅經ニ命ジテ新古今集

ヲ撰ゼシメ給フ古今集ヨリ新古今ニ至マデ是ヲ合セテ八代集トゾ

名ヅケタル歌道ハ我國ノ風俗トシテ神代ノ古ヘヨリ始マリ世々ノ

帝絶セズコトハリ撰ゼラレケル其中ニ新古今集ハ去ヌル三月十六日ニ撰

集シ同ジキ四月ニ奏覽ス竟宴ヲナサレシハ披露ノ義ハ

コレナシトイヘドモ將軍實朝卿此道ヲ好ミ給フソノ上故右大將

ノ御歌モ撰ビ入ラレタリト聞給フニ付テ頻リニ御覽セラルヘキ心ザシ

オハシケルヲ朝親スナハチ定家卿ニ屬シテ和歌ノ道秘奥ヲ

カラズステニ此集ノ作者ニ入ラレ讀人シラズトハ書レタリケレトモ歌ノ

本意ハ有ケリト思ヒヨロコブ所ナリ實朝卿イカニモシテ書進ズベキノ

よし望ミ給フニ依テ朝親ヒソカニ寫シテ鎌倉ニ下向シ將軍ニ奉ナリ

ケレハ大ニ御感アリ朝親ニサマぐノ御引出物ヲ給ハリ歌ノ道

御物語アリシく御詠ナンドモ出サレテ見セシメ給ヒケリ

北條九代記巻九十一 時頼入道諸國修行付難波尼公本領安堵

一室三間コモリ親シキニモ對面セシ旨砥左衛門尉藤綱

時二階堂信濃入道ト只二人バカリ常ハ參リテ侍ヘリシカホトナシ

頼禪門死給ヒケリ二階堂入道悲シミニタエズ後世ノ御

供セセトテ自害イタサレケリ左馬頭時宗歎キ色フカクサマぐノ

佛事シナシタマフ鎌倉中ハイフニ及バズ諸國ノ貴賤コレヲ歎リ

コト赤子ノ母ヲ喪ナフカゴトシ實ハ又レカラス世ニハカクシ披露シテ

二階堂入道タゞ一人召具シ密カニ鎌倉ヲ忍ヒ出貌ヲ

窶シテ六十餘州ヲ修行シ給フコト三ケ年在々所々ノ無

道殘虐ヲ聞出サンカタメトカヤ中ニモ哀ナリケルコトハ或時

攝津國難波ノ浦ニイタリ給フ

或日此尼公ハ難波三郎兵衛尉[illegible]

本意ハ有ケリト思ヒヨロコビ所ナリ實朝卿イカニモシテ書ヲ進ズベキ
旨望ミ給フニ依テ朝親ヒソカニ寫シテ鎌倉ニ下向シ將軍ニ奉リ
ケレバ大ニ御感アリテ朝親ニサマヾヽノ御引出物ヲ給ハリ歌ノ道
御物語ニモシバ〱御詠ナンドモ出サレテ見セタマヒケリ

北條九代記巻之九 十丁　時頼入道諸國修行付難波尼公本領安堵

一室ニ閉コモリ親シキニモ對面セシ青砥左衛門尉藤綱
二階堂信濃入道トタヾ二人バカリ常ハ參リテ侍ヘリシガホトナク
時頼禪門死給ヒケリ二階堂入道悲シミニタエズ後世ノ御
供セントテ自害イタサレケリ左馬頭時宗歎キ色フカクサマヾヽノ
佛事ヲシナシタマフ鎌倉中ハイフニ及バズ諸國ノ貴賤コレヲ歎ク
コト赤子ノ母ヲ喪ナフガゴトシ實ニハシカラス世ニハカクト披露シテ
二階堂入道タヾ一人ヲ召具シ密カニ鎌倉ヲ忍ビ出貌ヲ
窶シテ六十餘州ヲ修行シ給フコト三ヶ年在々所々無
道残虐ヲ聞出サンガタメトカヤ中ニモ哀ナリケルコトハ或時
攝津國難波ノ浦ニイタリ給フ
（私曰此尼公ハ難波三郎兵衛尉カ妻女也）
聖ハアマリニアハレトオボエテ笈ノ中ヨリ小硯トリ出シ草ノ上ニ立タリ
ケル位牌ノ裏ニ一首ノ歌ヲゾ書レケル
難波瀉塩干ニ遠キ月影ノ又本ノ江ニ澄サラメヤハ
聖ハ尼公ニ暇乞シテ。モシ鎌倉殿ニ對面申スコトアラバ忘レ
置ス披露シテモイラセントテ白地ニ云置テ宿ヲ立出給ヘバ尼
公モ名残惜ゲニ見送リ奉リヌ又時頼禪門諸國
抖擻畢テ鎌倉ニ帰リ給フヤガテ彼位牌ヲ召出シ瓜生ガ
所帯ヲ沒收シテ尼公カ本領ニ副テ給ハリケリコレノミナラス
諸國ノ間ニ三百四十餘人ノ非道ヲモノシテ記シテ帰レハ
オノオノ召上セテ賞罰正シク行ナハレ先代忠勤ノ家督ヲ
相續セシメ給ヒケリコレニヨツテ諸國ノ武士トモ近年鎌
倉ノ奉行頭人ノ私欲奸曲ナルニ付テ恨ヲ含ミシトモカラ
一朝ニ憤リヲ散シ望ミヲ達シテ時頼禪門ヲ慶賀シ
進ラセタリ邪曲ノ奉行頭人ニ媚諂ヒケル者ドモ身ヲ
イダキ先非ヲ悔テ正道ニ入ケル有カタサヨ青砥左衛門
申ケルハ此事今ヨリ十年トモ御沙汰ナカリセバ反逆ノ者
多カルベシ誠ニ貴キ賢才カナト感ジ奉リケルトカヤ

同巻 十丁
弘長三年十一月二十二日正五位下行相模守平朝臣時
頼入道道崇最明寺ノ北ノ亭ニシテ逝去アリ年
三十七歳ナリ

同
初メ寛元四年ヨリ康元々年マデ首尾十一年ハ執權ノ職ニ居テ
落飾ノ後七ヶ年ニイタルスベテ十八ヶ年政道正シク天下無為
ナリ北條家ノ政理泰時時頼ノ二代ヲモツテ最モ盛ン
ナリトス

附乃付候此思儀ニ付而ハ小家相望れ
他ニ取而御程合候　吉兵衛殿
渡り候先生清風宮殿被申
候右世評人様と　御書面拝見仕候
不々而紙面之　御書面之趣承知
難有奉存候而　一郎殿
殿之　根合而又一千万之紙
中出候入候ニ　家主安部
此世話候而拝見　只今ニ付
逆造候を　面も御聞可
三歳中　かけ山ともへ
此もほれ候ニ而　世話
あくれ候　呼もまて何年
先生此度ハ　思召
申上候　小生之風
然ル　此
かく之
申候　此出
引候　面
吉之方　御座
候而
鹿角　人物
先生

先生此方ニ罷在候節ハ[illegible]

申[illegible]候、少々[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

六月廿日

右先生御下書[illegible]

[illegible]

此貫を写　延宝五年中より元禄宝永六年迄の事を記しる書二冊

[illegible]

延宝年中より元禄宝永六年迄の事を記しける書に曰

荻原近江守ハ元荻原五郎助と云て二百俵
五十俵ニて小勘定ニ成り段々大身ニ成三千七百石と
成上りたるを出頭なる事也

御勘定頭ニ成

元禄三ノ四 出頭ナル八 松平右京大夫 柳沢出羽守之 御側ニて松平美濃守 三千石ニて出頭 二百石程 桧(?)三千石 二百石ニ成 外ニ従甲州の領り九万石アリ

宝永年中江戸より上方筋まて若年寄中
稲垣対馬守大目付安藤筑後守勘定頭荻
原近江守ノ三人ニ被仰付 本多伯耆守へ掛り御附候る

狂歌
荻原の稲垣めくりを穿ちてまわる
地獄ハ僕の去年の巡見
荻原の稲垣くゝりを沢山に
御の名をとりてとるなり

常憲院殿薨去之後 細川越中守 松平伊豫守
五百石掛合備前守 隠居たる 兼堂和泉守 稲垣対馬守
伊豆守近江守 荻原近江守 自害せる 頓死とも云
外に御目付 出書ニ而 近江守ハ三千石を以 取上
不知七百石 荻原 深ハ下

天保録ニ曰 水府(斉昭)公述作 天保九年戊戌八月朔日御建白之

宝永年中奢侈之風盛ニ成て 御文盛 御金銀之事
荻原近江守因循見る候 金銀吹替 御附 天下一統
之難儀之由ニ而

文昭公之吉を察し 新井筑後守ニ被仰付 御改名を為致
次第ニ近江守不相叶 御吹替 御吉一二度 吹替
之品統ニ復し候ハ 候様近江 御吹替ニてハ 御損ニ
相成候 総金銀の位直ニ而 御金銀の位ハ一旦ニ旧ニ
時ハ宝永年ハ下々之為ニ以 宝永之悪政とも
近江守御用之由

又曰 正徳年中ニハ 近江守之弟を為致 文政年中ニハ
水野出羽守殿 有罪ニて出家 却て掛り候人 中ニ退て
莫大の御損ニ 候得共 此程ニ而 候へハ 取計り之弊
以後候 難有候 御中ニ候

此蹟を写せし後板本を得たり仍て其本書を見て委しきを知るべし

九相詩 並序

東坡居士

紅紛翠黛唯綵白皮男女婬樂互抱臭骸身冷魂去棄之荒原雨灌日曝須臾爛壊燒即為灰焉是昔貿埋亦為土誰思旧交為之惜名其名冷於谷響為之求利其利空於春夢須我以為恩愛逆已忽作讐敵順逆二門豈不忘縁皆是執無我之我計無常之常四種顛倒眼前迷亂世人猶可恥況於釋氏乎

死相

平生顔色病中衰　芳体如眠新死姿
恩愛昔明留猶在　飛揚夕魂去何之
觀花忽盡春三月　命葉易零秋一時
老少元來無定境　復嵩難遁速与遲

肪脹相

肪脹新死名巨言　既經七日只纔在
紅顔変暗失美麗　玄鬢先裏絡艸根
六府爛壊餘棺槨　四支洪置臥郊原

郊原寂寞無隨者　獨趣冥途中有魂

血塗相

骨砕筋壊在北芒　色相變異難思量
腐皮悉解青黛負　膿血忽流爛壊腸
世上無常追日現　身中不浄此時彰
自斯新友捨空去　蕭颯涼風似問裳

方乱相

縦傾海水雖為洗　方乱相服豈得清
白蠕身中青蠢々　青蠅肉上幾營々
風傳臭気二三里　月照裸屍四五更
悲哉叢邊新旧骨　年々相續不知名

噉食相

野外人稀何物有　争屍猛獸不能禁
朝見肪脹爛壊負　夕聞屍狼噉食音
飢犬吠嗥裒斂地　貪鳥群集棄村林
今生栄望夢中夢　對是豈無慚愧心

青瘀相

可憐累々古墳邊　顔色遂消筋節連

餘肉半青春艸上　殘皮空擁晩風前
秋霖洗處骨徐露　朝日照時首欲穿
此質任他為夜物　傷哉多劫溺黄泉

白骨連相

一基未盡爛膿盡　五體相連殘此身
飲器空壞留在枕　弊衣纔掛化為塵
昔斯朝廷紅顔士　今則郊原白骨人
雲雨朦朧原上夕　終夜啼哭守屍神

八骨散相

蕭踈蔓艸遂纏骨　散彼捨斯求難得
凡髪分離盈野外　頭顱腐敗在岩端
西陵雨夕年々朽　東岱風時處々殘
忽成龍門原上土　枯栄不識昔誰棺

古墳相

五蘊自元本皆空　緣底平生愛此身
守塚幽魂飛夜月　失屍愚魄嘯秋風
名留無貝松丘下　骨化為伏草澤中
石上碑文消不見　古人墳際涓生紅

白髮東風[illegible]

我負江南地，依稀[illegible] [illegible]

笑顏[illegible]著[illegible]。 [illegible]日思征雁，[illegible]

舊日半青春手上。 [illegible]

邂逅物語 跋

詩に曰く邂逅して相遇ふ我
願ひに適へりと語せしとて
書するに是を邂逅といふ物語
にあらずやといひけ
ずして相逢ふ事といへ
なれバかくて物語を名付るなる
ばらくハヾ人書をこのと訓ぜ
ふ縁ある事ともならバ後
の世の契りとなるべし

保元物語 三巻

平治物語 三巻

保元物語巻之一 九

う治の左大臣頼長と申ハ知足院禅閤殿下の

三男にておはしまし入道殿のきんたちの中にてとりわき

おもひまいらせ給ふ人がらもたぐひなくおぼえ給ふ

和漢ならびなき才人にて自他の記

録にくらからず文を学しこれを浅深を

さぐる、摂家の宝臣摂籙のきこへあり

詩歌管絃のうへはしらず

法性寺殿の詩にまさり給へるも、詩歌たのしみ

おのれを尊ぶ法性寺殿のよしにあらん

の中にありといへども摂家のよしにあらたまりけれバ

一人の上の賢臣なりとこのむ

とても我身ハまことせんちをまもり、仏法を専と

して上下しなんばかりきくさらにこのみて、仁義礼智信を

たゞしくし、賞罰くだすにさせいをときわ

とし、ものにふれて上下ともにたゞして

人、悪左大臣とぞ申ける、諸人これを

なりしたりといへども、おぼえはなかりけれバ

れ、しましてあやしみとがめけるとも、いかに

たりといふ時、たよりをとりて申せば

ゆるしめて、ことなることなくしてなき一、中略

海とにぜひめぐらしぜんあくをこゝろよくはかりまた世

よろこびをもつて、ぜんぢやう殿下を

大切の人なりとおもひ、久寿二年九月廿六日

氏の長者に補し、同き三月十九日内覧せしめ

をかうふらせ給ふ、摂政関白をさしおきて三公内覧

みな、こゝにそのめでたきことをあふぎける

まことに父の殿下の御心にかなひ、兄の殿とあまり

にうらめしく、御なかたがひ給ひしかバ

いかにしてか世をとりたまひけんとも

法性寺殿を世にまうすハおそろしくおもひて

関白殿ハ名誉ありてよろしけれバ

ますますおもひて世ののぞみとはかりごと

つきとをりもふりて、高松殿にて世

沈淪のあくハ関白の辞表あるひは

又内覧氏の長者関白はなほしかりけり

をかくふみさ中さ
みせんじこそそしめさせとん〜かくふさ〜ゑ〜とめ〜らね
まされた父の座下のほとかくひの上は元こそとかくるみ
にむかせしられ網とまし〜しきれとあるれは
らはしと世とこそうめれましきれとあ〜 法後る方はたく
法後と差と南ふ〜かひの
関白北政所そ[illegible]とてよ〜とみのとく天下の
すみおはそいろ〜せ[illegible]とあり〜ふ〜とみ
いきとをりふかくてたか〜信仁はせまひて 世
讒そ[illegible]まうすふかくは関白の辞表おさへられ
又内覧氏の長者 関白をもとめてんあたり
たる天載[illegible]とをきりみ中さえぬひける比
関白殿はいよいよ[illegible]いと左大臣殿とは仲
わめてあしかり[illegible]おりしまさはいん
の上父子これらはいやしくしてもいさぬかくれけし
ことにもかくは世中あしくそやけし

保元物語之二　二十二
ら桐院　崇徳院のみてろひよ後のせて八條にとも
まし　法皇ね　新院を[崇徳院]おしたてまつりて 白河院
をいふ[illegible]につきたまへちやくそんをさ[illegible]
第四皇子当今のほうぜんあるゆゑ子是ら[illegible]おはく
たあつらいせらちやくとを[illegible]あきたれ[illegible][保元の乱こ]
こおんのほかやまりやたのもとよあすは何日つき
いらけきくとかくしきちよく元[illegible]ゆりめそ
いまはなそぞかみりのすみぶとむいしにそこの北そと
たりし元一人をおわりんすらとをぞられさる
るし[illegible]とあらそひるみふゆるるや
せみられくそめて公家急ちまちにおとろく
新院いよくすられらちらく中れなさうらんは
こまるとこしめとや也

同　二十七
左大臣殿の息 右大将兼長をはじめとして
四人 おのおの[illegible]へおもむかる
正二位 右大将兼長 出雲国
従二位 右京 師長 [二男中納言] 土佐国
正三位 右京[illegible] 教長 常陸国
すかちは右獅とてふ不知子とてまりるまかに流の
こまかりといふりのこみかとか[illegible]をたるらひ
たまりてつまず[illegible]こさとの外おくらとそて
それせて[illegible]のかてよにとまく[illegible]ひさよくをたてへ
いつくのくきてしと[illegible]へくれんととぬ[illegible]
[illegible]かねは[illegible]をてくれとやせい

いかけまくもかしこく天照太神よりはじめて
いまにいたるまでかゝるためしはきかずこの外ぞこ
なにしおふ一人をはじめとしてかぎられける
るしそれとゝもにくらゐをとゞめられ
せらるゝそのぞめて公家あらたまらにおどろく これより
頼経いよく〳〵まするれどもらく中れなどらん
こゝにをとゞめとや也

同二十日

左大臣の息右大将兼長をはじめとして
以下おの〳〵所々へおもむかる

正二位左京権大納言兼長 出雲国
従二位左京権中納言師長 二男中納言云々 土佐国
正三位左京大夫教長 常陸国

もろながは右大将といふ所の子とてありしがにはかに流の
こまかりしとりのこのかとびに絶色をたちならひ
まゐらせてつゞきたまへるいさごの宿おくりとて
これまでは四の川をくだりとしまでひきようをとゞめ
ふくのらうとうとて四国へくだらんとし給ひける
はるかのかたへゐたりにゆるさるゝをしくはとやせ
あんちあそばしけるとき これにきこゆるうしろにて あり
きこえけるとて まさ海陵のひきようをさづけ給ひて
その嫡のおくさかくそはなされける
神るあはれその事を北方をつけ給ふよ
うけすいあはれこの玉かんをとしつゝと
ことによりて神をひろめてこしらへぬかりつ
あらためひきいてまうらにける

源平盛衰記
治承ノ比ハ妙音院ノ太政大臣師長公ト云 琵琶ノ上手也
笙ノ笛ヲハ鳳管ト云

左大臣は二男中納言にまします。日頃へは左大臣と思
召けるに、除目の時一定ときこえけるを、今度は
さきの右大臣入道殿と法ではせられける。
一日右抑内覧と云事は和らかおふの事なれば、なに
あまりあるとの人とも法をとゝかざるをとりて、うだい
じ（？）ふかうして、殿下へ大臣の若年にすんぞあるを
恨の人の花法にてまするおなかへ一めんのひくとびんぎ
をなけに万里の雲路をかさる。ぜんくはちかぞけんさま
又いきの日ぞや、あん座はあらすんかそのながき儀などを
ちかさらん、つらくはかりとこふことにらくはばむなく
すめりなどひらんようれるぎ、かくてひあくさもとつ左
まんがのあけせとかし、手がかりくに法よかひくんとを
せばること、ないさるおなめるなからよるせかうりなりて
川ちく語言文筆なかりてあまづさなる覚帝家に法之
まつくちらせ川をとりさんさめ也たゆりてありまかな
ばかききはひきては何ひなかくちる品ををさえおわんぬ恵
うんのたかゆかはばを法をとりへとてとうまひのおさえ
うきさにそでなりしさうなさく文手に法くし
かくし身でんこのをとりきしめ語かくれ文書
おそえてはさる花法めんとる紀のかとれかせ語さき
のよしこんとせうんせつくしおほからせきから
らんよおよふをとなれひそのに一人の法さうて
くかのんはおかるくなれおのさ法しんてまるれ
七月 日 山寺法師某上

進上 蔵人の左衛門尉とぞかきたる

北…

建

重…

唱食

昔僧ニモアラス俗ニモアラヌ人カ寺院ニ立入テ佛道ヲ修行シ斎非時ニ食物ショビツキケルヨリ此名シコレリ喰食ノ字ハ食ヲ唱ルトヨムこ今ハ児若衆ノ名トナレリ

傳大士　梁ノ武帝ノ時ノ人

閻浮提

智度論曰閻浮樹名其林茂盛ナリ此樹於林中最大ナリ提ハ名テ為洲ト此洲上ニ有此樹林 樹下有河底ニ有金砂名ヲ閻浮檀金ト以ニ閻浮樹ナルヲ故名テ為ニ閻浮洲ト此洲ニ有五百小洲 圍繞セリ通メ名ク閻浮提ト云云

閼伽水

閼伽ハ梵語こ天竺ニテハ水を閼伽と名つくとなり

明州津　未ダ勘ヘス大明着船乃處をいふ欤

精舎

藝文類聚云非ス由ルニ其舎ノ精妙ナルニ良由ルニ精練行者ハ所居ニ也　釈氏要覧

刹那

名義集ニ云一千六百刹那ヲ名ニ一迦羅ト六十迦羅ヲ名ニ模呼律多ト三十模呼律多ヲ為ニ一日夜ト云云

弾指を一つといふするに六十五刹那あり

満寿写

又筑 似琵琶ニ小…以…假…之

北條九代記巻八 十九丁

光明峰寺道家公薨付 五攝家相分

建長四年二月ニ光明峰寺前攝政道家公薨シ給フ年六拾一歳
ナリコレハ頼經ノ父ナルヲモッテ北條義時泰時ノ代ニハ武家ノ輩モ
重ジテ威勢モ帝王ノゴトクナリシカ頼經上洛シ給ヒテ後ハ北條家
ヲ怨ミ給フ心有テ三浦光村ニモ仰セ合セラル、コトアリケリ然レドモ
將軍頼嗣ノ祖父ナルユヘ関東ヨリ其マヽ差置レケル所ニ了行
法師ガ白状ノオリフシ薨シ給ヒケルコト疑心ナキニアラズ武家ヨリ
計ラヒ奉リケルニヤト心アル人ハ憐ミケリ道家公ハ公達并ニ御
孫忠家卿ハ配流解官セラレ給フ其ハ中ニ二條良實公バカリ
替ルコトナクオハシマスコレハ道家公ト御中不和ナリ良實公
常ハ道家公ノ北條家ヲ恨ミ給ヒテ世ヲ乱ラント企テ給フヲ歎キ
入テ時々諫言セラルヽニ依テ道家公大ニ怒テ父子ノアヒダ御心
ヨカラズ時頼コレヲ知故ニ何ノ御沙汰ニモ及ハザリキ道家公ノ
御息長男教實公ハ九條殿ヲ相續シ次男良實公ハ二條
殿ト号シ奉リ三男實經公ハ一條殿ト称シ近衛鷹
司相分レ五攝家ト称ズルコト執柄ノ勢分タンガタメニ武
家ヨリ計ラヒ定メケル王道イヨイヨ衰敗ニ及ブ末世ノアリサマコソ
心憂ケレ

△トシソノ執柄ヲウスクシ奉ランガタメニカノ二流代々御治世アル
ヘシト計ラヒ申ケルトゾ聞エシコレヨリ以前✕

同 巻十 十七丁

天子二流并攝家分門

後深草院ト亀山院ト御兄弟ノ二流代々即位アルベシト御オカセト世ニハ申傳レドモ実ニハ北條時宗朝廷ヲ分テ二流△

✕後鳥羽院承久ノ乱ノ時西園寺公經卿心ザシヲ鎌倉ニ通
ハシ左京大夫北條義時ニ心ヲ合セテ京都ノ手術ヲ計ラレシ
カハ天下静マリテ後ニ義時ソノ心ザシヲ感ジテ西園寺ヲ推
挙シ禁中ノ事ヲ執マカナハセマイラセシカバ公經卿ヨリ子孫ステニ
榮ヘ官位高ク昇進シ大相國ニ經アガリ太政大臣実氏公ノ御娘
後嵯峨院ノ中宮トナリコノ御腹ニ後深草亀山御兄弟ヲ生マ
イラセラルコレラモ二ナ関東ノ計ラヒニヨッテコノ西園寺ヲ執セラ
ル、所ナリ又ソノカミハ攝政関白ニナリタマフハ近衛殿九條殿タヽ
二流ナリケルヲ四條院仁治三年ニ良實公関白ニナリタマフコレ
二條殿ノ御先祖ナリ後嵯峨院寛元四年ニ實經公関
白トナリタマフコレ一條殿ノ御先祖ナリ後深草院建長四年
ニ兼平公攝政トナリタマフコレ鷹司殿ノ先祖ナリ今ニ傳テ
五攝家トハ申習ハシケルコレモ鎌倉最明寺時頼入道ノ執
權セショリ攝政関白ノ御家ヲアマタニ分テ權威ヲ磷ゲマイラセ
ケルトコロナリ今マタ相模守時宗執權ノ世ニアタッテ天子ノ御
位ヲモ二流ニ分チ奉リカハルカハル寶位ヲツカセ奉ルコトヒトヘニ
皇孫兩岐ニシテ王威ヲホシイマヽニサセタテマツルマジキ方便ナリ
タヾ西園寺ノ家ノミコトニ當時ハ天子ノ御外戚トナリ清華ノ家ニハ肩ヲ
並フル人ナシ權威ヲカヾヤキテ朱門金殿甍ヲ磨キ榮昌大ニス、ミテ

北條九代記巻八

光明峰寺道家公薨付 五摂家相分

建長四年二月ニ光明峰寺前摂政道家公薨シ給フ年六拾一歳ナリコレハ頼經ノ父ナルヲモツテ北條義時泰時ノ代ニハ武家ノ崇モ重ジテ威勢モ帝王ノコトクナリシカ頼經上洛シ給ヒテ後ハ北條家ヲ怨ミ給フ心有テ三浦光村ミモ仰セ合セラル、コトアリケリ然レトモ将軍頼嗣ノ祖父ナルユル関東ヨリ其マヽ差置レケル所ニ了行法師ガ白状ノオリフシ薨シ給ヒケルコト疑心ナキニアラズ武家ヨリ計ラヒ奉リケルニヤト心アル人ハ惟ミケリ道家公ハ公達并ニ御孫忠家卿ハ配流解官セラレ給フ其ハ中ニ二條良實公バカリ替ルコトナクオハシマスコレハ道家公ト御中不和ナリ良實公常ハ道家公ノ北條家ヲ恨ミ給ヒテ世ヲ乱ラント企テ給フヲ歎キ入テ時々諫言セラルヽニ依テ道家公大ニ怒テ父子ノアヒダ御心ヨカラズ時頼コレヲ知故ニ何ノ御沙汰ニモ及ハザリキ道家公ノ御息長男教實公ハ九條殿ヲ相續シ次男良實公ハ二條殿ト号シ奉リ三男カ實經公ハ一條殿ト称シ近衛鷹司相分レ五摂家ト称ズルコト執柄ノ勢ヲ分タンガタメニ武家ヨリ計ラヒ定メケル王道イヨイヨ衰敗ニ及ブ末世ノアリサマコソ心憂ケレ

△トシソノ勢ヲウスクシ奉ランガタメニカクノ二流代々御治世アルベシト計ラヒ申ケルトソ聞エシコレヨリ以前✕

同 巻十 十七丁

天子二流并摂家分門

後深草院ト亀山院ト御兄弟ノ二流代々即位アルベシト御オカミト世ニハ申傳レトモ実ニハ北條時宗朝廷ヲ分テ二流△

✕後鳥羽院承久ノ乱ノ時西園寺公經卿心ザシヲ鎌倉ニ通ハシ左京大夫北條義時ニ心ヲ合セテ京都ノ手術ヲ計ラレシカハ天下靜マリテ後ニ義時ソノ心ザシヲ感シテ西園寺ヲ推挙シ禁中ノ事ヲ執マカナハセマイラセシカバ公經卿ヨリ子孫スデニ榮ヘ官位高ク昇進シ大相國ニ經アガリ太政大臣実氏公ノ御娘後嵯峨院ノ中宮トナリコノ御腹ニ後深草亀山御兄弟ヲ生マイラセラルコレラモミナ関東ノ計ラヒニヨツテコノ西園寺ヲ執セラル、所ナリ又ソノカミハ摂政関白ニナリ来ラハ近衛殿九條殿ヾヽ二流ナリケルヲ四條院仁治三年ニ良實公関白ニナリ来ラフコレ二條殿ノ御先祖ナリ後嵯峨院寛元四年ニ實經公関白トナリ来ラフコレ一條殿ノ御先祖ナリ後深草院建長四年ニ兼平公摂政トナリ来ラフコレ鷹司殿ノ先祖ナリ今ニ傳テ五摂家トハ申習ハシケルコレモ鎌倉最明寺時頼入道ノ執権セシヨリ摂政関白ノ御家ヲアマタニ分テ権威ヲ磷ゲマイラセケルトコロナリ今マタ相模守時宗執権ノ世ニアタツテ天子ノ御位ヲモ二流ニ分チ奉リカハルガハル寶位ヲツカセ奉ルコトヒトヘニ皇孫両岐ニシテ王威ヲホシイマヽニサセマイラセントテ方便ナリタダ西園寺ノ家ノミコトニ當時ハ天子ノ御外戚トナリ清華ノ家ニハ肩ヲ並ブル人ナシ権威メカシカヤキテ朱門金殿甍ヲ磨キ榮昌大ニスヽミテ紺宇玉砌軒ヲアハセタリイカナル王公大名トイヘトモ礼ヲ厚クシ敬ヲツクシソノ心ヲ取テ崇メ仰セル出入トモカラマテモ餘ノ人ハ眉目トシテイウラヤミシソオモヒケル

和哥呉竹集ニ出

○宇賀の神乃事　福の神を宇賀の神と申ハ神代に伊弉
冊尊のよ諾冊乃神をうミ給へる中に倉稲魂命といふ神を産
給へるハ稲をつかさどり給ふ神なる事を通音なれバ宇賀と
云なしたる也　月読の尊と申す神ハ天照大神の御弟にて
姉の御ことによりて保食神乃もとへおもむきたまふに此神口より
さまざまの物をはき出してまゐらするに月読尊いきどほりて
剣をぬきてきり殺し給へるに其神の死給へる頂より額に
粟生ひ眉より蚕あり眼に稗ありて陰に麦大豆小豆生ひ
けり天照大神あハひえのたねを種として田畠にまかせ
蚕をかうてまゆをおさせまゐらしたまふも是倉稲魂の
神命を保食神とともに同し神なるとかくやならはし侍る也
又丹後風土記元々集曰　船木里奈具村に奈具の社有　神をハ
宇賀能売命と申なり　此神の本縁をたづぬるに丹波郡
比治山の頂に井有り麻奈井といふ今ハ沼となれり此井に
天人八人くだりて水を浴けるに翁と嫗とあり二人が名を
ともに和奈佐とぞいひけるは一人の天女がぬぎたる衣裳を
かくしておきたりみなあがりて後そらに飛のほりけるに一人
天衣なくして昇られぬ身となりて泣居たりけれバ
翁が云吾はおや子なし我子となりてよ家に伴ひてゆかん天女よろこびて
是に従ひたりけれバきよらかなる酒をきせて家に伴ひさせて十餘
年があひだ此天女翁にやしなはれてよくかもす天女酒
をつくり出せり　その酒を一杯のめバ万病ことごとく癒
ければ其人こぞりて是をあがなひに財物を車一輛につみて
おくらせなどしければ家ゆたかになりしかば翁心なく
こゝろにねたましき福よく富みたりしのち此翁と妻がいひけるは汝ハ
わが子にあらず　恩をおもはて此天女を追出しけり　汝ハ
ますものゝ家にハおられとく出て行よといへバ天女泣くなくいでぬ
我久しく住もせざれバ行べき方もなしとおもひわづらひてつゐに往きて
てそらをながめて歌をよみてたハ

天の原ふりさけ見れバ霞立家路まどひて行へしらずも

あれより足にまかせてつゐに此里にいたりぬそのところの人乃いはく
せんすべなく行つかれへき里と定めりそれより此里を奈具の里となづく
いかにも此里にたちとゞまりてハ人とも交らぬとのたまひ

天照太神…饒して たてまつりせしを おはしまして 殺したまひしかば 倉稲魂の

命を 保食神とも同じ神なる説とかくやなしくはある也

又元々集曰 丹後国竹野郡 船木里奈具村に奈具の社あり 神をば

うかのめの命と申まつる 神の本縁をたづぬるに 丹波郡

比治山の頂に井あり 麻奈井といふ 今は沼となれり 此井に

天人八人くだりて水を浴しけるに 尉と姥とあり 二人が衣を

ともにまなさとぞいひたる 一人の天女のぬぎたる衣裳を

とりてかくしたり 外のあまめたちは後 空に飛のぼりぬ 一人が

衣なくしてはのぼりぬることかなはず 泣居たりければ

尉が云 我は女子なし 我が子となりて 家にゆかん 天女よろこびて

其のちつかうまつりけるに 家にゆきて十余

年があひだ 此天女 尉につかへたりて 能く此天女酒

を造り出せり その酒を一坏のめば万病たちどころに癒え

けるゆゑ人こぞりて其の酒をあがなひに 財物を車一輌につみて

おくらせたりしかば 家ゆたかにとみにけり しかるに尉

こころにおもへらく 富みたれば今は此尉 天女を用ひずとて 汝は

わが子にあらず しばらく借りてすませたりしなり 早く出て行けといへば 天女泣きて

久しく人の世にとどまりて 今は天にのぼらんとすれども 衣なければ

ても空をながめて 歎きよみけるは

天の原ふりさけみれば霞立家路まどひてゆくへしらずも

とよみて 此里にいたりぬ そのとき人の言ふへ

せきまり給はれ 此里をながめて

いかにも此天女たちしつきては 人とならぬこのままひ

けるゆゑ 奈具と云ふ心の名をとりて 奈具と云

詞なり 此所にやしろいとなみて 奈具の社とかく

おさまれ 宇賀の女神と申は 女神なれば 宇賀女とは云

へり 此宇賀神は福の神にて 世の家もちとなく たのむ

ありがたき神なるべし 保食の神と此神とひとつなりとも

いへるもあらん 蛇を今の世に宇賀といふは宇賀神の

蛇のかたちにあらはれて 人の見えたまふによるなり

本居宣長の著述玉かつまといふ書の中に 東遊の

記をと以て像ばり 云々とせられたりし

満寿ちらん

…倉稲魂の
飼して なさしめませて おほし給ふとなんいへりける也
神を 保食神とともに同じ神なる歟とかくやなりぬべし也
又 元々集曰 丹後国丹波郡 船木里なる村ふる社あり 神をバ
うかのめのみことゝ申せしを 神の本縁をたづぬるに 丹波郡
比治山の頂に井あり 麻奈井といふ今ハ沼となれり 此井に
天人八人くだりて水を浴けるに 尉と姥とあり 二人が衣を
ともにまなさとぞいひける 一人の天女がぬぎたる衣裳を
とりてかくしたり みなあがりて後 そらに飛のぼるに一人が
衣なかりしかバ 得飛のぼらずして泣居られバ
尉が云 我は子なきをもて我家に住てよといひて 天女をむかへて
衣をかへしてかくして 家に帰りて十余
年がほどに此天女 尉に語りて 能く酒をかもす天女 酒
を作り出せり その酒を一杯のむに万病ことごとく癒え
ければ 人こぞりて是をあがめ 財物を車一輌につけて
おくりせなど言ければ 家たちどころにたのしくなりけり
こころねたくして 程よく富みたるのち 此尉 たうけなどかけずて
ともあはれみん 恩をわすれて 此天女を追出したり 汝ハ
ますものならねば とく出て行ねといへば 追れてなく泣ぬ
天女は手もとさわれ しらなむ おもひまどひて いかにせん
て そらをながめて 歌をよみてなん
天の原ふりさけ見れば霞たち 家路まどひて行へしらずも
とあり 里にまかせて 一つの里にいたりぬ その所にいたりつ
せたてまつりて 住よかるべき里と覚えたり その上に比治里をながめさせて
いかにもさだかにこの里にたちつきてハ 心もなぐさみぬとのたまひ
ける故 そこを奈具といふ けると心の中にて なぐさみたると云
詞なり 此所にそしろいたしは 今までも奈具乃社とて
おさまれり 宇加の女神と申ハ 女神なれバ 宇賀女とハ云
へり 此宇賀神ハ 福の神にて 世の人が家もなにどもなくたのしく
あらしめ給ふなるべし 保食神と此神とひとつにやおもひ
給へるにやあらん 蛇を今の世にハ宇賀といふハ宇賀神の
蛇の形にてあらはれしとて 人の見知たまふことなるか

一 韋昭曰古樂也有弦擊之不鼓
應狀似瑟而大頭安弦以竹擊之
故名曰筑 顔師古曰今ノ筑形似
瑟而小ニ細項 廣韻似箏十三絃
以頭搆之故謂之筑ト亦箏ハ秦樂
也 一說秦薄義父子爭瑟而分之
因以爲名ト秦蒙恬所造制長三尺
弦柱高三寸 又タ叶フ

筑子のころ乃竹ハ節節を こまらく
收子細りくく渉仰りな

又筑似瑟ニ小ヲ以竹擊之

韋昭曰古樂也有弦擊之不鼓
應狀似瑟而大頭安弦以竹
擊之故名曰筑顏師古曰今
筑形似瑟而小細項廣韻似
箏十三絃以頭持之故謂之
筑亦箏秦樂也一說秦薄義
父子爭瑟而分之因以爲名
秦蒙恬所造制長三尺弦柱
高三寸又叶

筑子のこと乃木非節節など
綴のゆうしる印しへるゆ

又筑似瑟小之以竹擊之

東方朔ハ漢武帝ノ時之人

王照君ハ漢ノ元帝竟寧元年
呼韓耶單于貢物ヲ備テ來朝シ
一人ノ義女ヲ申請テ漢氏ノ婿トナリ
永ク好ヲ結テ中國ニ事ヘンコトヲ願ケル

ハ秋猴ト書
猴ハサルト讀字也

奈良志摩といふ小冊をつくる（謡の文句を類せる書也　三巻あり）

（今春日）桐壺は東院に住する時の[illegible]これ有

桐といふ事の[illegible]也こゝろぬ[illegible]

桐とは闕前（けつぜん）證據（しやうご）の詞となりて[illegible]

何のことをいひするを桐といふ事なれ[illegible]之

これにて後はいひそのし[illegible]あり

文字なれり　謡なりては江戸にも[illegible]

またもありて後に　桐といひ[illegible]句

論之[illegible]江戸をうらひて[illegible]

桐とは九州肥後国と[illegible]之[illegible]何も

あまた[illegible]桐といはぬ也

弘紀[illegible]

乙巳秋七月五日見之

記之

一　おほとか　汪洋と云

常花物語云[illegible]おほとか[illegible]

[illegible]

梅[illegible]ハ九州肥後国[illegible]之前[illegible]
あ紀初り梅とハいらぬ物也

弘化丙
乙巳秋七月五日見之

記[illegible]

一おほとか　汪洋(ヲホトカ)ト云
栄花物語云　物なりあくあてよおほとかよ
おそれるなめり　今読ニ云けこうどをいと
あて(アテ)なよおほとかなる御本(ホン)上よりくとあり
程子(テイシ)称(シヨウメ)ニ邵堯夫(セウキヤウフウ)曰(リ)　先生純一(シユンイツ)不(ル)雑(マシハラ)
汪洋(ワウヨウ)浩大(コウダイ)(ナリ)　見性理大全ニ　字彙子正寶(ホウ)ニ云
水深(フカク)廣(ヒロキ)之皃(カタチ)

一かれぐ　源氏物語云　離(カレ)ぐとあり

一うのはなくたし　卯月雨れありくだしとふ
萬葉集歌ニ　春去(ハルサレ)者(バ)宇乃花(ウノハナ)具多志(クダシ)
吾越(ワガコヘシ)之妹(イモガ)之垣間(カキマ)者(ハ)荒(アレ)来(ケル)鴨(カモ)

[illegible]秋猴ト書猴ハサルト読字也

和漢雜筭或問　鵜飼信興荅

或人一日来テ歴史雜籍之㕝ニ及ヒ彼ノ客
余ニ問テ曰蝉丸謠ニ
ナニヤ。カラウタノ。モトヰサシキリ半バ。ゼシニ枕スト。
唐の成子ガ謂ケルト作リシ事何レ儒釈ヘ
學生ニ聞テモ不㆓分明㆒如何

興荅　此故事歴史通考才三巻紙十七枚目
委ク見ヘタリ所謂楚ノ襄王位ヲ後主ニ讓リ
荊山ノ畔リニ暫ク退キシ㕝其レシノ文ニ夙ニ辟ニ高官ヲ
本ヨリ史ニ檀枕ット見ヘタリ此意ヲ高官モトヰヲ
キリト謠。モトサリノ假名ヲキリト書アヤマリモトヰ
ヲ髪ノモトヰノ事ニ見ル故ニキリト猶ヲ紛致
シアヤマリ本ヨリノ位ト云心ニテノ本位也シレシヲ
サリテ檀ノ枕ニ退臥給ト謂事ヘ檀ハ。
ニユミト讀テ檀木ノ枕ハ李仙家ノ枕タリ
此意ヲ斯カク言葉ヲシクツシテ作タリ

和漢雜筭或問

或問班女ノ謠ニケイロフノ山ト云フハ呉國ニ
有山ニヤ日本ニハ終ニ不聞併何レノ学者
ニ聞テモ呉国ノ地理志ノ中ニモ見ヘヌヨシ
此事。奈

荅此ケイロウノ㕝日本ノケイロウノ山ト云ハ
近江國鏡山之事也　朝鮮筆記巻
十二紙六十二枚目ニ見ヘタリ昔朝鮮ノ
客来朝シテ鏡山ニ登リ此山ヲ見テ

溪籠箋或問

或問班女ノ謡ニケイロフノ山ト云フハ呉國ニ
有山ニヤ日本ニハ終ニ不聞候如何レノ学者
ニ聞テモ呉国ノ地理志ノ中ニモ見ヘヌヨし
抄事祭
答此ケイロウノ叓日本ノケイロウノ山ト云ハ
遼江國鏡山之事也　朝鮮筆記巻
十二紙六十二枚目ニ見ヘタリ昔朝鮮ノ
客来朝シテ鏡山ニ登リ此山ヲ見テ
臨潼縣ノ鷙老山ニ髣髴タリト云ヘリ
是ヨリ鷙老山トモ云ヘリ異國ノ鷙老山ハ朝
鮮ノ都ヲ去ル事百廿里ト云ヘリ昔
鷙山ト云者隠遁シタル山ナル故ニ鷙
老山ト云ト彼ノ書之註ニ見ヘタリ此
事ヲ不知謡之抄ニ多クハ鶏籠山
ト書タリ恐クハ罕（アミ）字ナルヘし

或問富士太皷ニシウカウカ手ヲ出シ
ハシラウガ後ニテモトムヘキモノト有如何
興答此叓黄昏抄之追補巻之
土紙廿三枚目ニ見ヘタリシウカウハ秋
猴也ハシラウハ班妻之魏ノ代ニ班妻
ト云女其夫君ノ用事ニテ軍役ニ行し
トスル時其夫ノ別レヲカナシミ血ノ涙ヲ
流シ留メケル故夫病ニカコツケテ不行

是ヨリ麩老山トモ云ヘリ異國ハ麩老山ハ朝
鮮ノ都ヲ去ル事百廿里ト云ヘリ昔
麩山ト云者隠遁シタル山ナル故ニ麩
老山ト云ト彼ノ書之註ニ見ヘタリ此
事ヲ不知謡之抄ニ多クハ鶏籠山
ト書タリ恐クハ宛字ナルベシ

或問冨士太鼓ニシウカウカ手ヲ出シ
ハシラウガ後ニテモトムヘキモノト有如何
興答此叓黄昏抄之追補巻ニ
土紙廿三枚目ニ見ヘタリシウカウハ秋
猴也ハシラウハ斑妻之魏ノ代ニ斑妻
ト云女其夫君ノ用事ニテ軍役ニ行
トスル時其夫ノ別レヲカナシミ血ノ泪ヲ
流シ留メナル故夫病ニカコツケテ不行
留ニシリ是ヨリ人ノ夫ヲ留ル故事トス
又秋カウハ楚国之巫山ト云所ハ猿イ多ク
居ル所也其猿秋ニ成左之肱三寸長ク
延ルト也是ヲタトヘテ夫ヲ留ルニ手ヲ長ク
出シテ巫山之秋ノ如「猿ニシテ留シト」シウカウ
ハ秋猴ト書猴ハサルト読字也

斗(ト)籔(サウ)。抖擻 又斗藪とも書之ーー行脚

ねぐいひて頭陀のことし

梵語の頭陀をバ唐にハーーといふ

みつけし

第一段 第二段首ト(ドウト)ス

第三段は 第四段とす

第五段とす

一首一段に対し

殺生石ノ謡アリ

道つまらつさる里に住居てと云ハ是とハ別也

殺生石ノ謡アリ
追つまくつさる里にはなてと云ハ是とハ別紙ニ記ス之

十
弓ノ
流（ショ）と（サクリ）
弓ノ
夬（ハイ）と（サクリ）
右
…和…

一 昔ハ人ノ前ニ而馬ヲ以テ附
不借ノもちとて…
板…くト云 馬政ト云
前ニ神前ヲ移シ納テ指シ
九ツサシ
第一番 第二ハ首ト云ト云
第三ハ 第四ハ…
第五ハ…
一番一疋ニ付
…（紙）
…

さく里於手

弓手馬手おしもち里於射括也と

疏といふ

弓手切馬手切乃射括也

夬といふ

右射禮秘事之内ニアリ

穀生ニノ説アリ
追つまつさく里に済みてと云ハ是とハ別也て糺明之

業平いまハの時の一首

つひに行道とハかねて聞しかと
きのふけふとハおもハさりしを

末期ニ俳諧（寺を讃ハた女の俳諧）ハ生古ふかしと云ふ事

死ぬるあり我ハ別ぬる世の人は
聞きてゆくぬるめりなりけり

右前太平記巻之十六下

共ハサル信長の詩アリテ尼ヶ崎ヘ追ヘ遣シト
内々聞エアル
同年六月八日信長従兵百人斗ラ公昭
入洛ス於後斎近江浅井備前守長政ノ
方ヘ馳ク先初メテ留ル入也

和漢名數大全ト云書ニ出ル

藤氏四祖

大織冠鎌足之公ノ孫正一位

武智麻呂 南家ト称ス

房前 北家ト称ス

宇合 式部卿ニ任ス 称式家

左京大夫麻呂 称ニ京家ト

此四人皆不比等之子ナリ 後世藤原氏皆出ニ于此四家ニ

淡海公ナリ

武智麻呂ノ二男従一位右大臣豊成 横佩大臣ト号ス 称徳帝天宝神護元年十一月薨ス 壽六十二歳

鎌倉十将軍

頼朝

頼家 頼朝ノ長子也 実朝殺之ヲ

實朝 頼朝ノ次子 公暁弑之 正二号三代将軍ト

平政子 北条時政女 頼朝之夫人

頼経 道家公子也

頼嗣 頼経之次男

宗尊親王 後嵯峨院第四之王子 後鎌倉ヨリ帰ニ于洛

惟康親王 宗尊親王嫡子

久明親王 後深草院王子

守邦親王 久明親王之子 高時自殺之日剃髪ス 同年ニ薨ス 自文治元年平氏亡ビ頼朝立 至此ニ一百四十九年

足利十三世

尊氏 等持院

義詮 尊氏之子 寶篋院

義満 義詮之子 鹿苑院 北山殿 死贈ニ太上天皇ノ号ヲ

義持 義満之子 勝定院

義量 義持之子 長得院

義教 義満之子 号ニ普廣院ト 赤松満祐弑之ヲ

義勝 義教之子 号ニ慶雲院ト 墜ヨリ馬而夭 時十歳

義政 八代 義教之子 号ニ慈照院ト 稱ス東山殿

義尚 義政之子 常徳院

義植 義政之弟曰ニ義視ト 是義植之父也 義政養テ為ス子ト 号ニ恵林院ト

義澄 義植之弟政知之子也 又義政養子ナル 号ニ法住院ト

義晴 義澄之子 号ニ萬松院ト

三好カ逆心ニ依テ京都ニ住不叶 江州ニ於テ 天文十九年五月四日卒 於江州ニテ逝去

義輝 義晴之子 号ニ光源院ト 三好弑之 永禄八丑年五月十九日

義昭 義輝之弟 嫡男家督ヲ継 輝之弟也

一乗院門跡覚慶ト云シ 寛ニ避テ上野中務 細川兵部大輔義孝 室ニ供シテ

右京都将軍也 除キ義昭ヲ 其余十三世 自建武二年至ニ永禄八年ニ凡テ二百卅一年

一乗院門跡覚慶ト云シ義昭ト申 ...

草創五君

頼朝 家康公 尊氏 信長 秀吉

北條九代

時政 平氏 時家カ子 遠江守

義時 時政カ二男 陸奥守

泰時 義時カ嫡子 武蔵守

時氏 泰時カ嫡子 修理亮

經時 時氏カ嫡子

時頼 經時カ弟

実朝 頼家子公暁弑之 以上号三代将軍

平政子 北条時政女 頼朝之室

頼経 道家公之子

頼嗣 頼経之男

宗尊親王 後嵯峨院第四之王子 後帰洛

惟康親王 宗尊親王嫡子

久明親王 後深草院王子

守邦親王 久明親王之子 高時自殺之日剃髪ス 同年ニ薨ス
自文治元年平氏亡ヒ頼朝立ショリ至此ニ百四十九年

足利十三世

尊氏 等持院

義詮 尊氏之子 宝筐院

義満 義詮之子 鹿苑院 北山殿 社贈ニ太上天皇号ヲ

義持 義満之子 勝定院

義量 義持之子 長得院

義教 義満之子 号ニ普広院ト 赤松満祐弑之ヲ

義勝 義教之子 号ニ慶雲院ト 墜馬而夭 時十歳

義政 八代 義教之子 号ニ慈照院ト 称ス東山殿

義尚 義政之子 常徳院

義植 義政之弟曰義視ノ子 是義植之父也 義政養テ為子ト 号ニ恵林院ト

義澄 義植之弟政知之子也 又義政養ナリ 号ニ法住院

義晴 義澄之子 号ニ萬松院

（三好カ逆心ニ依テ京都ニ住不叶 江州穴太ニ 天文十九年五月四日 [illegible] 江州ニテ逝去）

義輝 義晴之子 号光源院 三好弑之 （永禄八年五月十九日）

義昭 義輝之弟 輝光也

（一乗院門跡覚慶ト云シ [illegible] 細川兵部大輔藤孝 [illegible]）

右京都将軍也 除キ義昭ヲ具餘十三世 自建武二年至ニ永禄八年ニ凡テ二百卅一年

（[illegible]）

草創五君

頼朝 尊氏 信長 秀吉 家康公

（一乗院ヨリ [illegible] 義昭 [illegible] 永禄十二年 細川藤孝 [illegible] 織田家武勇）

北条九代

平氏 時政 時家ガ子 遠江守

義時 時政ガ二男 陸奥守

泰時 義時ガ嫡子 武蔵守

時氏 泰時ガ嫡子 修理亮

経時 時氏ガ嫡子 武蔵守

時頼 経時ガ弟 相模守

時宗 時頼ガ二男 左馬頭

貞時 時宗ガ嫡子 相模守

高時 貞時ガ嫡子 相模守

（義昭 [illegible] 三好松永ガ逆臣ヲ [illegible] 足利家再興 [illegible] 信長 [illegible] 入洛 [illegible] 浅井 [illegible] 也）

大 封 思 [illegible]

開入者不[illegible]

宗會 [illegible]

東京大[illegible]

藤乃西

[illegible]

高[illegible]

大蔵[illegible]

[illegible]